

全国スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和4年3月3日

一般社団法人全国スーパーマーケット協会

1. これまでの取組（周知・啓蒙等）

- ・ 2018年に行われた理事会での承認を経て、通常総会において議案書に行動計画案を提示。全会一致で承認された。
- ・ 2021年10月に開催した理事会にて、会員企業への周知・浸透を図る

⑤経済産業省通達による適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画の作成及び会員への周知

※経済産業省より、協会にて適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画を作成の上、会員各社へ周知する旨の通達を受け、以下の自主行動計画（案）を作成。会員へ周知する予定。

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（案）

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会

背景・目的

小売業は、国民のより豊かな生活の実現に寄与するとともに、多くの雇用を抱える日本経済を支える重要な産業であり、災害時には、地域のライフラインとしての機能も期待されています。また近年、多様なお客様ニーズにも、生産・製造から流通に関わるお取引先様などとの連携により対応してまいりました。

しかしながら、小売業をはじめとした製・配・販の各業界は、少子・高齢化、人口減少など、直面する課題が大きく変化しており、取り巻く環境は非常に厳しくなっています。このような状況下では、製・配・販が適切に連携し、新たな課題に対処することが重要です。また、物流、システム関連の企業・団体などとも、それぞれの得意な分野を生かし、最適な体制を構築することが求められます。多くの企業・団体との相互の信頼関係に基づく取り組みにより、国民生活の向上に資することが必要不可欠です。

こうした中、平成29年3月には、農林水産省において「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・豆蔵・油揚げ製造業～」が作成され、当業界においても本ガイドラインの周知徹底に努めてきました。

また、われわれ一般社団法人新日本スーパーマーケット協会においては、これまで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）の遵守をはじめ、各種法令の遵守を会員企業に徹底してまいりました。今般、経済産業大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行にむけて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延防止法に関する運用基準（以下、運用基準）、下請中小企業振興法に基づく振興基準（以下、振興基準）、下請代金支払手段に関する通達等を踏まえ、特に中小企業に対して配慮した適正取引をさらに一歩進めることが求められています。また、適正取引に向けての取り組み姿勢を効果的に各層での取引に浸透させることも含め、ここに「適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」を取りまとめることにいたしました。

この自主行動計画では、親事業者及び下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、価格決定方法、コスト負担の在り方、支払い方法といった政府が掲げる重点課題や、食品製造業・小売業の適正取引ガイドラインなどに対する、当協会の姿勢を示すこととしています。



2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月1日～10月28日
- ・ 調査企業：全国スーパーマーケット協会の会員企業301社を対象
- ・ 回答企業：9社（前年度4社）
- ・ 回答率：2.9%（前年度1.3%）

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「原価低減要請の改善」は、発注側/受注側ともに「実施済」が8割を超える結果となっている。
- ✓「支払方法」については、「現金払」が発注側、発注ほとんどではあるが、一部手形支払としている企業あり。なお、支払いサイトは60日以内となっている。
- ✓「働き方改革」に伴う適正なコスト負担については、該当なしが多い結果となったが、当該事象が認められる企業については、「概ねできた」、「一部できた」といった回答となっており、適正なコスト負担を行っていることがうかがえる。
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組みを実施中」との回答は3割にとどまり、知的財産・ノウハウ保護への具体的取り組み促進が今後の課題。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

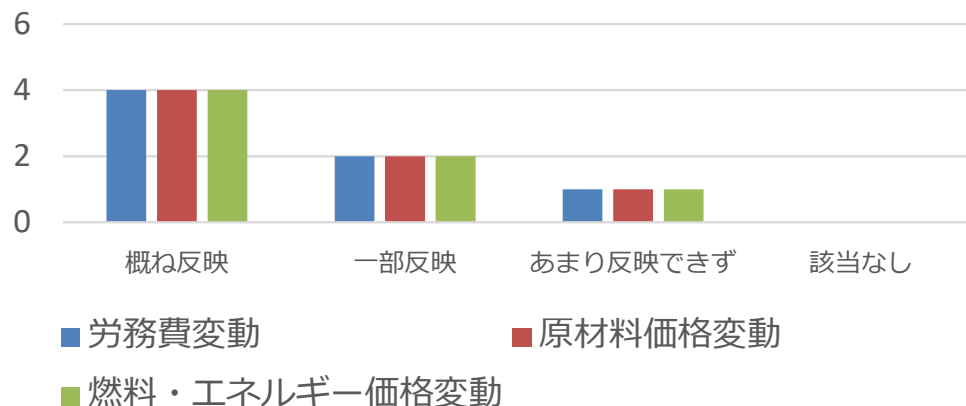
【分析結果・今後の課題】

- ・各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、合理的な価格決定に関わる取り組みがなされているものと想定される。

【設問と回答】

設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください

発注側



受注側



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

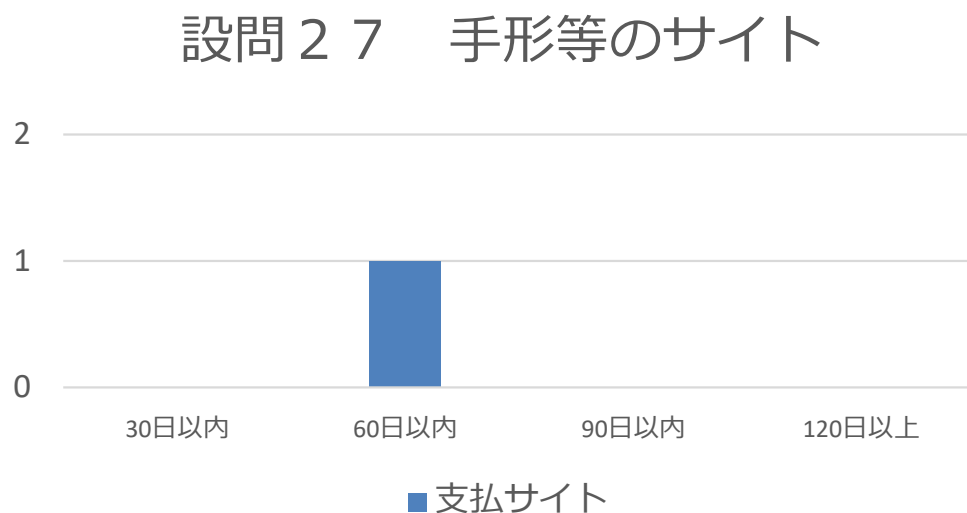
重点課題に対する取組②支払条件の改善

【分析結果・今後の課題】

- ・ 現金払の割合が高い業界ではあるが、一部手形での支払いが残っており、支払条件の改善について引き続き協会としてもフォローを行っていく。
- ・ なお、支払サイトについては。60日以内との回答となっている。

【設問と回答】

設問27. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④知財

【分析結果・今後の課題】

・ 知的財産に関する適正な取引実現に関わる利益分配や責任分担の明記等の取り組みについて実施中が3割にとどまっており、未実施となっている企業の取り組みが求められている。

【課題を踏まえた今後のアクション】

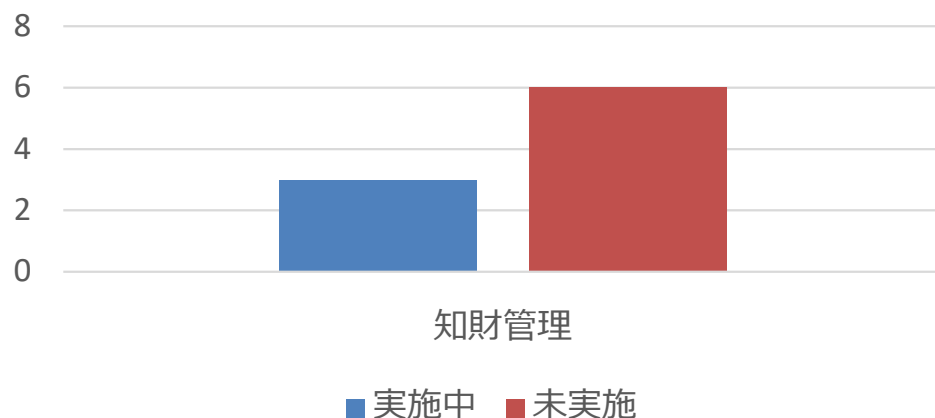
・ 知財に関わる各種研修や情報の収集を行い必要な企業へのフォローを行うことを協会として検討していく。

【設問と回答】

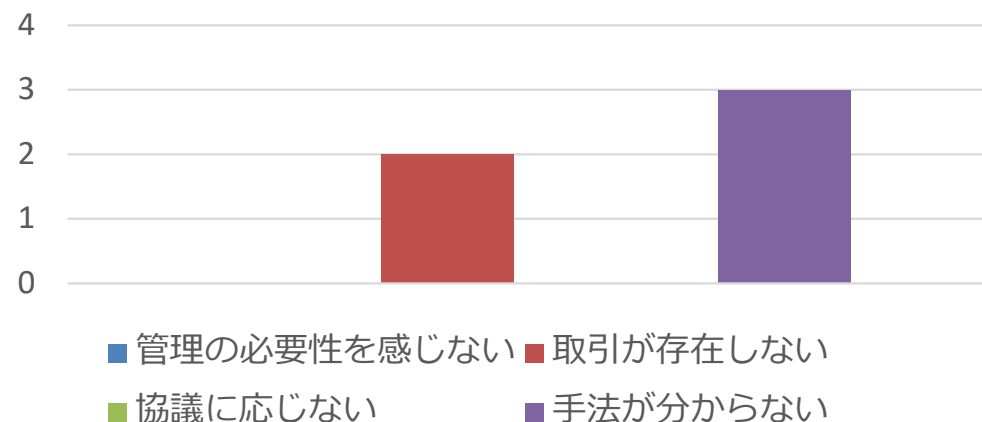
設問39. 知財の適正管理

設問40. 未実施となっている理由

設問39 知財の適正管理



設問40 未実施となっている理由



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。
- ・働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更などによる適正なコスト負担については、概ねできた、一部できたとの回答もあるが、大部分は該当なしとの結果となっている。

【課題を踏まえた今後のアクション】

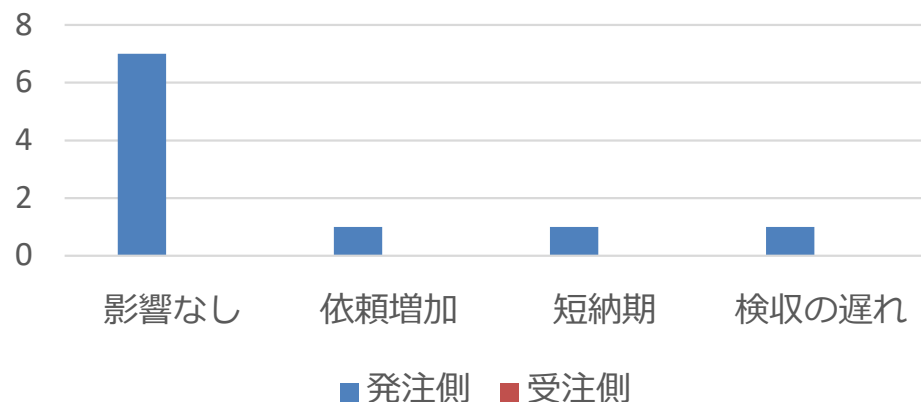
- ・働き方改革の進展により適正なコスト負担を実現する仕組みがより一層求められることが想定され、協会としても各種研修など通じフォローを行っていく。

【設問と回答】

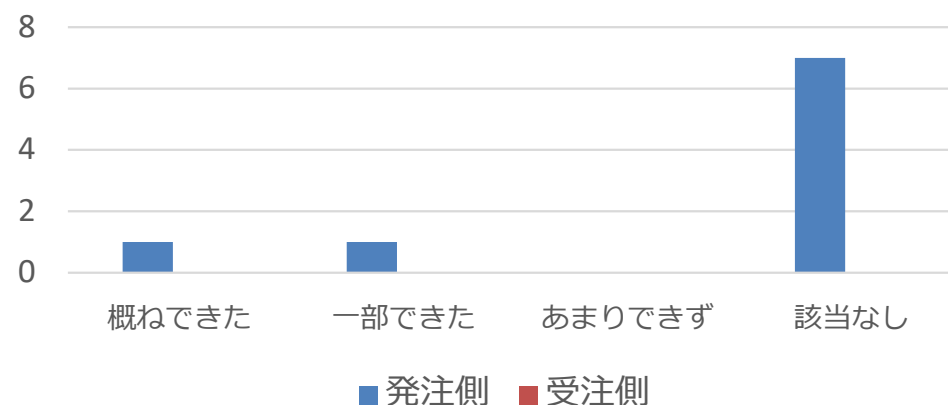
設問 3 7. 影響の顕在化

設問 3 8. 働き方改革にともなう適正なコスト負担

設問 3 7 影響の顕在化



設問 3 8 適正コスト負担



4. 今後の取組

- ・ 協会ホームページ、各種イベント等で自主行動計画を紹介し、会員企業へ自主行動計画の趣旨や取組について、周知・浸透を図る。
- ・ パートナーシップ構築宣言についても、協会ホームページへの記載やメール配信等により周知を図る。
- ・ 実態調査への回答率の向上のため、自主行動計画による取り組みの趣旨等について会員企業への周知を検討していく。

【ホームページ】



【各種イベントやセミナー】

